

三 公安の衛生に關するとき。

四 内國商品の生産、販賣、又は運搬に關して國內法に於て定むると同様の禁止又は制限を同種の外國商品に適用せんとするとき。

本條は元來獨逸の主張により小村改正條約中に挿入せられたる規定に外ならざるも、第一次大戰後に於ては世界各國中本邦が最も本條の主義を主張することとなつた。蓋し大戰後各國に於て關稅の引上げを以て満足せず、種々の名義の下に輸出入制限禁止をなすに至りたる際、本邦としては輸出貿易の發展上此種輸出入に關する絶對自由を約せしむる規定を列國との通商航海條約中に挿入せしむることに努めた。同時に本邦としても對外輸出入貿易上右様例外の場合の外制限禁止を行はざることを以て根本方針とするに至つた。

(乙) 日獨通商航海條約第十八條及特別關稅條約第五條に於ては先方提案に基き「本條約の規定は各締約國の關稅地域に現に屬し、又は今後屬すべき國及地域にも等しく之を適用す」と規定されて居る。

國際法上一般原則として關稅同盟地域に附與したる特惠は最惠國待遇の除外例として居る。日獨條約には更に進んで關稅同盟地域には相互に條約を適用することとした。其の後獨逸政府よりは本條項に基き明治四十四年九月十二日付の官報を以て「ルクセンブルグ」大公國(Grand-Duché de Luxembourg) 及塊地領「ミッテルベルグ」及「ヨンダーポルツ」二郡(Les Communes Austrichiennes de Mitterberg et de Jungholz)に關稅同盟地域として日獨條約を適用すべきことを通告し來り其の旨明治四十四年九月十二日官報を以て告示せられた。尙獨逸は海外に於ける植民地及統治地に對しては通商航海條約等を適用せらる意向を示したが、日本は臺灣等の植民地のみならず關東州にも之を適用すべき意向を示した。

第七節 佛國との條約改正交渉經過

第一款 條約改正當時に於ける佛國關稅制度

佛國との條約改正交渉に於ては英國との交渉と等しく同國に於て非協定主義の複關稅制度を採用せる爲め大難關に逢着した。同國關稅制度によれば本邦提議の如き輸入稅に關する最惠國待遇の交換は先方に於て相當と認むる優遇を佛國產品に附與せざる限り之を承認し得ざるものである。陸奧條約改正の際に於ても本邦が提案せる以上廣汎なる稅率協定を同意せざる以上佛國は本邦產品に對し最低稅率の一部のみを讓與すべしと主張した。

佛國は一八九二年(明治二十五年)一月十一日始めて複關稅制度を採用した。之は其後各國に於て採用せる複關稅法の嚆矢である。同法第一條には次の如き規定がある。

第一條 一般關稅率及最低稅率は本法附屬A B稅表の通り之を定む、最低稅率は佛國產品に對し相當なる利益を享有せしめ、且つ之に對し最低の稅率を適用する國の原產品に適用す。

此の第一條が最も重要なる條項である。複關稅法にては各有稅品毎に必ず最高最低の二稅率が記してある。日本の如き國定協定制度の國ならば、國法にては一般稅率だけを定め、外國との協定稅率が成立した後始めて一物品に對し稅率が二個出來るのである。複關稅法に於て最高稅率を一般稅率と稱するのは右國定協定制度を採用する國の一般稅率に相應すと爲すが爲めである。之れに反し最低稅率は佛國產品に對し最惠國待遇を附與し且右最低稅率を受けるに相當するだけ利益を佛國產品に享有せしむるにより始めて當該外國よりの產品に對し特に供與するもの、即ち國定協定制度を採用する國に於ける協定稅率に相應するものと主張するのである。尙複關稅法に於ても特別の場合の外無稅

品に對しては最高最低兩稅率とも等しく無稅である。

第二條 歐洲中の一國より輸入せる歐洲以外の產物に對しては本法律附屬C表に掲載する附加稅を賦課す、歐洲產物にして原產地以外の國より輸入するものはD表の附加稅を賦課す。

本規定は必ずしも複關稅制度とは關係はないが、重要な規定である。佛國では一八四九年（嘉永二年）英國が航海條例を廢止せる以前に實行せるものを依然踏襲し、直接輸入（direct importation）と間接輸入（indirect importation）との間に區別を行ひ、後者に對しては輸入稅の上に所定の附加稅を課すのである。例へば日本の物品が英國を經由して輸入さるゝ場合はC表の附加稅を課し、又英國の產品が白耳義を經由し佛國に輸入せらるる場合には、D表附加稅を課すのである。佛國が斯かる制度を探る所以は自國と原產地國との間に於ける直接貿易（direct shipping）を獎勵する爲めである。佛國は英、白、蘭の如き國が仲繼貿易の利益を恣にすることを排撃せん爲め斯く直接輸入と間接輸入貨物との間に關稅待遇を區別して居るのである。

固より斯かる制度は自由通商の原則から見て面白くないことであるから之を防ぐ爲めに、日英條約第七條には「兩締約國の一方の版圖内の生産又は製造による物品は其の何れの地より到るを問はず最低稅率を課すべきこと」が記載されて居る。佛國に對する小村改正條約案に於ても上記日英條約第七條同様の規定採用を主張した。佛國政府は之を承認しなかつたが陸奥條約第七條中にあるが如き「同様の條件にて輸入する」云々と云ふが如き字句の削除に同意した。蓋し斯かる佛國關稅法第二條の如き規定は日本と佛本國間の如く直接航路ある場合は利害關係はないのであるが、日本との間に直接航路のない佛國殖民地と日本との間の通商例へば日本と「ニュー・カレドニア」との貿易に對しては支障を受くるものである。

第三條 「佛蘭西殖民地及領地より輸入する產物に適用する稅率及免除はE表に定むる所に依る」

佛國殖民地及領地には三つの區別がある。其の第一は「アルゼリー」の如き佛本國の關稅地域に編入せられて居る地域、第二は佛領印度支那、「マダガスカル」等の如く佛本國と同様の複關稅法を採用して居る地域、第三は阿佛利加佛國殖民地の如く佛本國と全く異なるところの單稅制度を採用して居る地方である。而して右第一類殖民地と佛本國との間には全く關稅障壁が撤廢され、第二類殖民地より本國へ輸入せらるゝ貨物は特定物品に對してのみ最低稅率を課し、（佛本國より當該殖民地に輸入せらるゝものは關稅を課せず）第三類殖民地生産物に對しては原則として一般稅率を適用するも同時に數多の免除を規定することになつて居る。上記殖民地產物に對する特別稅及免除がE表の定むる所に依るのである。

第八條 「佛國商品に附加稅を課し又は輸入禁止をなす國の商品の全部又は一部には附加稅を設け或は其の輸入を禁止することを得」（第四條乃至第七條は略す）

本條は所謂報復條項であつて、日本の關稅定率法の第四條にも斯かる規定を挿入した。蓋し之に依り最高稅率と報復稅率とは全然別種のものであることが判明する。即ち第一條に於ては佛國商品を優遇する國の物品に對しては最低稅率の全部又は一部を與へる。第八條に於ては佛國商品を虐遇する國の輸入品に對しては一般稅率の上に更に附加稅を設け、更に進んで其の輸入を禁止することが出來るとしたのである。日本關稅定率法第四條に於ては報復稅は從價十割以下に規定されて居るが、佛國關稅法に於ては斯かる制限はない。又關稅定率法第四條にては輸入の禁止制限は不可能で、之を爲す爲めには昭和九年制定の通商擁護法に依るの外ないのである。佛國關稅法に於ては既に一八九二年の關稅法に於て之を可能ならしむるのである。

其の他一八九二年佛國關稅法に於ては（一）外國との協定により最低稅率以下の輕減を爲さざること。（二）穀物、家畜の關稅は之を協定の目的と爲さざること。夫れ以外のものに付ては最低稅率の據置のみは例外として許すこと。（三）相手

國の佛國貨物に與ふる待遇の如何を考へ最低税率の一部又は全部を附與すること。〔四〕最低税率の附與は十二ヶ月の豫告を以て何時たりとも廢棄し得べきものとすること等を定めた。

然らば何故佛國は一八九二年に斯かる制度を採用することになつたかを次に説明する。一八六〇年（萬延元年）以來佛國も亦ナポレオン三世政府の下に英國と同様自由貿易主義を採用してゐた。元來ナポレオン戦争後に於ても屢々の第一次世界大戦後に於けると等しく歐米各國は何れも所謂經濟國家主義（エコノミック・ナショナリズム）を採用しあるに外國との通商航海を甚だしく制限禁止した。然るに其の後約五十年を経過すると「アダム・スミス」等の首唱せる自由貿易論者の説が漸く各國政府に於て採用せらるゝところとなつた。一八六〇年英佛間に右「コブデン・ライト」通商條約が結ばれ以後他の世界諸國も亦漸次通商自由主義に向ふに至つたのである。然るに間もなく一八七〇年（明治三年）の普佛戦争になると佛國は自由貿易主義を廢棄せざるを得ざるに至つた。佛蘭西は戦敗の結果五十六億法なる巨額の償金を支拂はねばならぬこととなつたが、〔Louis A. Thiers〕の財政政策によつて多額の財政收入が増加せられ賠償金支拂の方針が立てられた。即ち毎年五億五千六百萬法の增收を行ふこととなり内一億六百萬法は關稅收入の上より捻出せざるを得ざることとなつた。之が爲め佛國は大に關稅率を引上げるの必要を生じたるを以て一八七年（明治十年）諸外國との通商條約が滿期となるを俟つて一齊に廢棄を通告し、一八八一年（明治十四年）高率なる新關稅法を制定した。加之佛政府は右新關稅法の下に國定稅率より二割四分以上の輕減を爲さず、又穀物及家畜に對しては協定稅率を設けずと議會に言明し、右言明の下に各國との間に條約改正交渉を行つた。然るに其後各國との間に條約改正交渉を行ひたる結果に徴するに折角財政收入及產業保護を目的として制定したる新關稅法は政府の言明せる通り實行し得ざることを明かにするに至りたるに付一八九〇年（明治二十三年）六月高等農商工會議に於ては〔メリーヌ〕（Meline）の主張により各國との條約交渉に於ては協定稅率を設定せず其の代りに複關稅法制度を設定し、外國に對しては交渉の際協定稅率の代りに最低稅率を附與するを可とすることを決議した。

右の如く佛國が一八九二年に至り國定協定稅制度に代へ複關稅制度を採用するに至りたる理由は一八七一年の「フランク・フォルト」平和條約中に挿入しある最惠國待遇にも關係するのである。同條約第十一條に於ては獨佛兩國は互に其の對手國貨物に對し英、白、蘭、瑞西、壞、露、諸國へ附與したると同様の特惠を附與すべきを規定した。右は其の適用範圍を五ヶ國に限定せる最惠國待遇なるも、右五ヶ國が佛國との條約に於て無制限最惠國待遇を有する爲め實際上佛國は永久に獨逸に對し無制限最惠國待遇を附與しなければならぬこととなつたのである。而も右「フランク・フォルト」條約の規定は相互的なるも、獨逸は一八七八年（明治十一年）以來非協定主義に轉じ諸外國との間に通商條約の締結により協定稅率を設定することなきに至つた。依て獨逸は上記一八八一年佛國關稅法の下に締結したる諸協定稅率に直ちに均霑し得るに反し、佛國は右「フランク・フォルト」條約による最惠國待遇の下に何等協定稅率の利益を受けないこととなつた。依て一八九二年複關稅法を制定し財政産業上の必要を充たすと共に、佛國も亦獨逸と等しく非關稅協定主義を採用し、「フランク・フォルト」條約の下に獨逸よりの貨物に對しては國定關稅たる最低稅率を適用することとした。

ることを承諾し、之れが對償として兩國よりも多數の佛國產品に對し稅率の輕減協定を受くることゝし妥協を得た。尤も伊太利との間には相互に絹織物を最惠國待遇の除外例として新條約に調印することとなつた。右の如き沿革あるが故に一般に複關稅制度は外國との交渉を爲すに當り伸縮性を缺き之が爲め關稅戰爭を惹起し易きものとして評判が悪く終に小村關稅改正の際にも採用せられなかつたことは前述の通りである。

第二款 條約改正當時に於ける日佛貿易關係

小村條約改正の際斯くの如き融通性なき佛國複關稅制の下に佛國との間に關稅協定交渉を始めたのであるが、然らば當時に於ける日佛貿易關係は如何であつたか。日佛貿易關係は日獨關係と異り本邦の方が弱者の地位に在つたから日佛條約改正交渉を一層困難ならしめた。本邦統計による明治四十一、四十二年平均佛國への輸出額は三八、二三〇千圓にして諸外國への本邦總輸出額の九分四厘に相當し、佛國は米國、支那に次ぎ本邦輸出貿易重要國として第三位を占めて居つた。尤も前記對佛輸出額は船便の關係上佛國を仲繼地として瑞西、獨逸、墺地利等中歐諸國への輸出額及佛國へ加工の上再輸出するものを包含するに付佛國統計によれば兩年に於ける日本より總輸入額は四五、〇六〇千圓の多きに達したが其の純輸入額二九、二三三千圓に過ぎなかつた。之に反し本邦統計による佛國よりの輸入額は僅に六、一一二千圓に止り、佛國統計によるも本邦への總輸出額九、六四〇千圓、純輸出額二、六八七千圓に止まつた。即ち今最も衡平を期する爲め佛國統計本邦よりの純輸入額と本邦統計による佛國よりの輸入額とを比較するときは本邦より佛國への輸入額は佛國より本邦への輸入額に比し約四・八倍となる勘定であつた。尤も前記本邦品の對佛純輸入額二九、二三三千圓の中生絲及屑絲（一七、一五三千圓）、銅塊錠（四、五六五千圓）、樟腦（粗）（一、〇二六千圓）、羽毛（九二八千圓）、髮毛（一四四千円）、竹材（一六三千圓）、寒天（一三千圓）等通計二三、〇八

三千圓は佛國關稅上無稅品に屬し、有稅品中重要なものは絹織物及絹手巾一、四五六千圓、麥稈及經木眞田竝に其の製品四三三千圓、漆器一三一千圓、木蠟一四七千圓、扇子及團扇九〇千圓、陶磁器二三五千圓等である。本邦統計による生絲、屑絲輸出額は二六、四二三千圓、又絹織物及絹手巾の對佛輸出額は六、五五五千円の多きに及ぶも、右佛國經由第三國向のもの又は未加工の羽二重が所謂「アドミッショソ・タンボレール」(Admission temporaire)の制度の下に佛國にて加工の上第三國へ再輸出せらるゝものであるから、佛國に於て現實消費せらるものは前記の如く其の半額にも及ばないのである。依て假りに無條約關係に陥りたるが爲め本邦產貨物が佛國に於て最高稅率を受るべきことゝなるも其の通計額は至、一二四千圓位に過ぎず、又其の主要品たる羽二重、眞田、木蠟等は半加工品なる爲め其の最高稅率は甚だ低かつた。之に反し本邦統計による佛國よりの輸入額六、一一二千圓中重要なものは羊毛（一、〇六四千圓）、モスリン（六〇五千圓）、毛織絲（四四九千圓）、クロルサン・ボタース（三三三四千圓）、機械類（三〇〇千圓）、葡萄酒（二九四千圓）、香水類（二七〇千圓）、石鹼（一九八千圓）、アルミニューム塊錠（一七九千圓）、藥材類（一七一千圓）、絶緣電線（一六〇千圓）、馬（一三七千圓）、シャンパン（一一九千圓）、赤燐黃燐（一四千圓）等なるも、内羊毛、クロルサン・ボタース、赤燐等の無稅品一、五一二千圓及馬（一三七千圓）、アルミニュームの塊錠（一七九千圓）、ログウード・エツキス（九四千圓）等の原料品の輸入總額四一〇千圓を差引くも殘額四、一九〇千圓は本邦に於て重稅を課するも本邦產業上差して困る程のものでなかつた。依て日佛貿易關係を嚴密に研究するときは其の貿易品の性質上本邦は必ずしも統計に示すが如き弱者の地位にはなかつた。（外務省條約改正係明治四十四年三月調査日佛貿易關係參照）

第三款 關稅問題に關する條約交渉經過

明治四十三年八月の交、在佛栗野（慎一郎）大使は巴里に於て條約交渉を開始したるが、其の際本國政府の訓令に基き佛國政府當局に對し次の如く言明した。

「佛國より本邦への輸入品に對する新關稅率は之れ迄の陸奥協定稅率に比較するときは相當に高くなつてゐるが、日本政府としては、佛國との貿易を阻害せざらしむることを希望し、佛國よりの輸入物品に對しては明治三十九年制定の國定關稅を特に引下げるこゝとした。例へば葡萄酒及「シャンパン」の從量稅率は半減し、ログウード越幾斯及毛織絲は從價一割五分基準より一割又は八分に、「モスリン」は從價三割より二割五分標準に輕減した。從て佛國政府に於ては新條約に依り日本品に對し最低稅率を附與せられたい。又佛國に於て日本の改正稅率を更に引下げるこゝと思ふならば、少くとも本邦重要輸出品の一部に對して佛國最低稅率を拘束するを要す。換言すれば本邦政府に於て佛國から輸入の重要品たる葡萄酒、シャンパン、香水、モスリン等に對しては出來得る丈け低き國定稅率を設置したが、佛國に於て之を更に引下げるこゝを欲するならば、日本から佛國へ輸入される羽二重等に對し、最低稅率を拘束することを承諾せられたい」。然るに佛國政府は之に對し次の如く回答した。

「佛國關稅法の最近の修正によつて佛國政府は今日最低稅率の束縛すらも許されぬことゝなつた。又日本は佛國特產品に對する國定關稅の引下げを云々するが、陸奧條約の協定稅率と比較すれば、何れも四、五倍になつてゐる。即ち未實施の國定稅率と比較し改正關稅は低くなつてゐるに過ぎないから此の儘にては佛國最低稅率を日本產品に對し附與することは出來ない。佛國は今後日本が佛國品に對し供與すべき關稅待遇如何によつて最低稅率の一部又は全部を與へることにする。若し全部を受けようと欲するならば、佛國よりの重要輸出品に對し改正稅率を多大に輕減すべき

である」と。佛國は一步も譲らぬ態度であつた。

陸奧條約改正の際佛國當局より言明せる通り陸奥條約實施後間もなく佛國政府は日本より輸入の絹織物に對し關稅を改正し歐羅巴産のものと極東産のものとの間に關稅率に差別を設けた。之が爲め小村條約改正當時即ち佛國關稅法に於ては極東産絹織物なる一項目を設け之れを次の如く分類した。

(一) 生の物

- (イ) 生羽二重等最高稅率百廷に付六百法、最低稅率三百七十五法。
- (ロ) 其の他（練羽二重を含む）最高稅率九百法、最低稅率六百法（從價約九分）
- (ハ) 其の他染色したもの（羽二重、フーラード、クレープ・ド・シン等を含む）最高稅率千五百法、最低稅率九百法。

以上の中日本より佛國へ主として輸出されるものは(一)のロ、即ち練羽二重であつた。然るに歐洲産絹織物に對しては前記の(ハ)に該當するものの最低稅率は瑞西產二百五十法乃至五百法、伊國產六百法である。依て日本より染めたる羽二重又は羽二重以外の絹織物を佛國へ輸出するときは瑞西產其の他最惠國待遇を有する國のものに比し二百五十法乃至五百法、又最惠國待遇を有しない伊國產に比するも三百法だけ高率を受けた。夫れ故練羽二重其の他甲斐絹、絹紬の如き極東産絹織物として低稅を受けるもの以外の絹織物は佛國へ全然輸出されない状況であつた。此の差別待遇を除去することも日佛條約改正の主要な目的であつた。

元來佛國は本邦羽二重の消費地でなく、加工地である。佛蘭西の染色加工が進歩してゐる爲めに日本から羽二重を輸入して染色をなし、更に流行の根據たる巴里風に着物を仕立て、海外に輸出せられ又は來遊の外國人に販賣するのが常態であつた。夫れが爲めに佛國では羽二重を一種の原料と見做し、明治三十七年以前に於ては本邦羽二重に對し

て總て無税待遇を爲してゐた。然るに明治三十八年一月以降になると、佛國織物業者の運動に依つて練羽二重に對しては最低税率九百法（從價約一割四分）、最高税率千五百法を課することになつた。併し他方生羽二重に對しては依然無税であり、又再輸出用即ち加工用の羽二重に對しては輸入免稅期間を延長することとした。其後は本邦より佛國への羽二重輸出額は漸次減少し、又佛國に代つて英、獨等に於ける羽二重の加工業が發達するに至つた。そこで佛國にては生羽二重に對しても六百法を課すべしと云ふ織物業者の運動と、從前の如くに練羽二重に對しても無税輸入をなすべしとの加工業者の運動とが折衷され、明治四十三年四月一日實施の佛蘭西關稅法に於ては前述の如く生羽二重は三百七十五法、練羽二重は六百法、其の他のものは九百法と云ふことに定められた。要するに佛蘭西に於ける織物業者と加工業著との利害が衝突せる爲め幾多の變遷を經て、練羽二重に對し六百法を課せらるることになつたのであるが日本としては其の負擔は僅かに從價九分に相當するのであるから、強ひて之を輕減せしむるの必要なく、又生羽二重として輸出することは粗製品の輸出を取締り得ざる不便ありしに付餘り歡迎しなかつた。併し主義の問題として日本よりの練羽二重に對し瑞西產絹織物よりも重稅を課し、又染色せる羽二重及其他歐風一般絹織物に對し瑞西產の倍額にも相當する最低税率九百法を受けることには異存があつた。依て練羽二重の最低税率を拘束せしむると共に「(二)其他」に相當するものに對しても、少なくとも伊國品並に六百法の適用を欲したのである。若し關稅差別待遇が除去され、瑞西產又は伊太利產並の待遇を受け得るに至つたならば、染羽二重、クレープ、デシーン、ジョルジア等と稱せられるものも相當に輸出し得る見込を有してゐたからである。

茲に明治四十一年、四十二年兩年平均（即ち小村條約改正前當時）、明治三十六年、三十七年兩年平均（即ち佛蘭西の羽二重に對する關稅引上）及明治三十二年、三十三年平均（即ち陸奧條約改正當時）に於ける本邦羽二重の平均國別輸出額を示せば次の如くである。

仕向地別	明治三十二年 三十一年平均	明治三十六年、 三十七年平均	明治四十一、 四十一年平均
香港	三、七一三	六七七	三七〇
印度	一、三三九	三、八九〇	四、〇六六
英國	一、七一二	六、六九四	七、三〇〇
美國	四、七六七	一一、〇三一	五、九一〇
逸國	三三一	八二二	一、四二九
米國	三、九一七	七、七九七	五、〇三一
歐洲	三九八	九九四	一一、一五〇
其他	五一	六三一	九一〇
計	一六、六一八	三一、五二八	二六、九三三

（単位千圓）

上記の表にて明白となる如く明治三十八年一月の佛國關稅改正に於て、佛國政府は特に生羽二重の關稅を無稅とし、明治四十三年四月の關稅法に於ても、之に對しては三百七十五法の低稅を課したのであるが、日本としては生羽二重の輸出は餘り歓迎せず、練羽二重の輸出に全力を注いだ爲め前記生羽二重の無稅又は低稅なることは何等羽二重の佛國への輸出減少を緩和せしむることなく之に代へ英獨及其他の歐洲諸國への輸出増進を見るに至つたのである。結局佛國に於ける羽二重に對する關稅引上げは同國加工業に打撃を與ふるに過ぎなかつたことを示すものである。依て小村條約改正交渉に於ては練羽二重に對する最低税率の据置及一般本邦產品に對する最惠國待遇獲得を對價として佛國よりの主要輸入品改正稅率に對して相當の輕減を容認することゝし、他の一般絹織物に對する差別待遇の除去に付ては止むを得ずば暫く之を默殺せんとの方針を定めた。而して佛國よりの主要輸入品は其の性質上贅澤品に屬する

もの多き爲め關稅改正の際收入の目的を以て他との權衡上引上額特に甚しきものが多かつたから小村外相としては陸奥協定稅率に比し多大の引上げを蒙るところの佛國產品に對する改定稅率を更に引下ぐることは止むを得ないことを思つた。又英國よりの輸入物品と異り佛國產品は本邦產業保護に關係少きに付多大の關稅引下げも差支なしと思考した。右小村外相の妥協的方針に拘らず佛國政府は毫も妥協の態度を示さず、假令羽二重一品と雖も最低稅率を束縛することは議會の當然承認せざるべきところである。依て佛國としては其の國法上定むるところの最低稅率を全部を日本品に適用することを約する故、其の代價として佛國重要品に對する日本改定關稅を引下ぐべしと要求した。

斯く兩國政府の主張は主義上より絶対に扞格するに至りし爲め日佛條約改正交渉は英國との交渉以上の難關に逢著した。在佛栗野公使も到底既定の方針にては條約交渉の餘地なしとし自己に代へ餘人を以てせんことを請訓した。右日佛交渉が行詰りとなりたる際に改定條約案起草を了へたる後殆ど條約改正交渉に介入せざりし「デニソン」顧問は阿部條約改定主任に對し一種の解決案を建言した。即ち佛國側は羽二重其の他の類似絹織物に對する最低稅率百廷六百法を改定條約中に記載すること、之に對し日本側は葡萄酒、シャンパン、モスリン、香水薰香類、石鹼等佛國よりの主要輸入品に對する輕減稅率を改定條約附屬稅目中に記載すること、而して双方に於て右兩國產品に適用すべき稅率を改定條約中に記載することにより關稅の据置を約する次第には非ざれども將來是等記載の兩國品に對し關稅を引上げる場合には右法令の公布後五ヶ月間の猶豫期間を置くことを要すと云ふのである。右「デニソン」案は事實有效期間を五ヶ月とする相互關稅協定を日佛間に締することとなる次第なるも、佛國政府の議會に對する説明を容易ならしむる爲め斯かる協定形式を用ひたのである。即ち本邦は羽二重に對し五ヶ月間の稅率据置と他の輸出品全部に對する最低稅率を受くる代價として佛國より日本への輸入の多數重要品に對し國定稅率を輕減し且つ右輕減稅率に對し五ヶ月間の据置を約すとの趣旨にて規定されたのである。尙デニソン提議の案は雙方共六ヶ月の猶豫期間を置くべし

との案なりしも、佛國側の申出により議會の反対を少なからしむる爲め夫れより一ヶ月を減少し、五ヶ月と爲すことにして妥協し又右猶豫期間を設くる理由は日佛兩國間の距離遠隔なるが爲めなりと特に規定することとした。

斯くて改定日佛條約附屬議定書の第一條に於ては附屬稅表甲號に記載する佛國產品は日本に輸入せらるゝに當り、又乙號に記載する日本產品は佛國に輸入せらるゝに當り孰れも右稅表に掲ぐる稅率に從ふべきを規定し、同第二條第一項に於ては第一條所載物品の稅率は増減することを得但し兩國間の距離遠隔なるに因り兩稅表所載物品の稅率を引上ぐる場合には少くとも五ヶ月間の實施猶豫期間を設くべしと定め、同條第二項に於ては前項の規定により孰れか一方の稅表が變更せらるゝ場合には其の他方の稅率は三ヶ月の豫告を各引上げと同時に廢棄し得べきことを規定し、同第三條に於ては第二條により改定稅率が無効に歸した場合には本條約第五條に規定する輸入稅に關する最惠國待遇、及第六條に規定する輸出入禁止制限の撤廢に關する條項、第七條に規定する内國稅に關する内國品及最惠國品待遇、及第十七條に規定する一般的最惠國待遇等は全部其の效力を失ふことを規定した。即ち改定稅率を廢棄するときは關稅上の最惠國待遇等も一切其の效力を失ふべきこととした。而して右附屬議定書第一條所載甲號表に於ては日本國關稅定率表番號五二の内二、乙、イ、は鰯の油漬（五〇%）、五三の内天然バター（九一・二%）、六四の内葡萄の天然醸酵に依りてのみ釀造せる非沸騰性各種葡萄酒、甲、蠣入りのもの（三七・五%）、乙、樽入りのもの（三三・三%）、ヴエルモット蠣入りのもの（五〇・〇%）、樽入りのもの（三三・三%）、六五シャンパン類（三七・五%）、九八の内二オリー・ヴ油（蠣入りのもの）（六三・一%）、一一七石鹼一、薰香を附したもの（六一・九%）、二、其他（五〇・九%）、一一八薰香を附した油脂蠣及其製品（四四・九%）、一一九香水一、ヴァイネガー（三三・三%）、二、其他（五五・六%）、一二二、齒磨粉類（五〇・〇%）、二八三の内毛織絲一、丙の一イ、梳毛のもの（一〇〇%）、ロ、其他（七五・四%）、三〇一の内二の甲イ、モスリン（七五・〇%）、五三三隻眼鏡及雙眼鏡一、「ブリズム」を用ゐたるもの

(六六・七%)、一一、其の他（八三・三%）、五六三自動車（七〇・〇%）、自動車部品（八三・三%）及六〇〇の内メリヤス機械の一、一個の重量五〇〇「キログラム」を超えるもの（五〇・〇%）の税番十五に亘つて上欄には佛蘭西商品に適用する税率を算出すべき日本國定税率の百分率（即ち協定税率の國定税率に對する割合、上記協定品目の下に括弧内にて示す）、下欄には上欄記載の百分率に依り算出せる佛蘭西商品に適用する税率（即ち協定税率）を記載し、附屬税表乙號に於ては佛國關稅定率表番號四五九の内羽二重其の他之に類似の織物（精練したるもの但し漂白、染め、塗又は捺染せざるもの）に對して佛國最低税率每百基六百法を記載し、次に羽二重製手巾に對する税率は税番第四六〇號の最低税率とす、日本漆器（單なる木製のもの）に對する税率は其の種類により税番第五九一號、第五九二號の乙、第五九三號又は第六四一號の乙の最低税率とすと記載した。

上記甲號表中下欄税率は栗野大使に於て佛國當局と先づ協議決定せるものにして佛國產品に對し適用すべき本邦關稅率を示し、上欄は本邦國定税率を以て右協定税率を除して得たる百分率である。例へば葡萄酒罐入は國定税率每百リットル四〇圓〇〇を一五圓〇〇に、同樽入は國定税率一五圓〇〇を五圓〇〇に輕減したるが故に上欄百分率は夫々三七・五%又は三三・三%となるのである。同様毛織絲の内(イ)は國定税率を据置き、(ア)は國定税率每百斤一七圓五〇を一三圓二〇に輕減し、又(ロ)の内「モスリン」は每百斤五七圓五〇を四三圓一〇に輕減したるが故に上欄百分率は夫々一〇〇%、七五・四%及七五%となるのである。而して甲號表に對してのみ右様上欄百分率を設けたる所以は、將來本邦に於て國定關稅を引上げたる場合に佛國產品に對しては如何なる優遇税率を適用すべきや不明となるが爲め其算定の基礎を示したのである。即ち佛國複關稅法に相應して本邦に於ても一種複關稅制を採用したものである。尙上記甲號表佛國との協定品目中毛織絲は獨逸との協定税率を重修せるものであるが、其の他に付ては全部佛國に對し始めて協定を許したものである。其の品種は出來得る文け佛國特產品に限定せんことを欲したが、佛國よりの輸入品は

輸入額比較的僅少なる爲め自動車及自動車部分品の如き當該協定の利益は最惠國條款により却て米國の如き第三國に占取せらるゝこととなつた。

斯くの如くにして日佛條約附屬税目には上記の如き變態的形式により辛うじて妥協に達したが、右は前述せる如く何時と雖も五ヶ月の猶豫期間さへ設くれば引上げ得るものである。尤も之が引上げを行つた場合には、相手國は三ヶ月の豫告を以て自國の與へたる協定税率及最惠國待遇を拒否し得べきこととなつてゐる。例へば日本に於て甲號所載の物品の税率を引上げるとき乙號表所載羽二重等に對する協定税率の利益を失ふ外、佛國は日本よりの輸入品全部に對する最低税率を拒否し得るのである。日佛稅率協定の形式に於ては出來る丈け相互的のものとしたが、嚴密に言へば日本の方が不利である。何となれば佛國は最低税率を据置きたるに過ぎざるに、日本は國定税率に對し多大の輕減を行つた。又日本は協定物品に對し常に一定率の割引歩合を與へなくてはならないが、佛國の方では斯かる義務を負はない。例へば羽二重の最低税率六百法を九百法迄引上げ、最高税率を其の儘据置くも差支ないのである。尤も佛國關稅制度の建前として、此の如きことは想像出來ないのであるし、又日本は斯かる場合には協定税率を廢止することも出来るのである。因に日佛條約實施後大正十三年七月賛澤關稅法實施の際始めて同協定の形式により佛國よりの輸入品及最惠國待遇を受くる國の物品に對し同法公布五ヶ月後より所定の割引協定率を實施したのである。

斯く日佛交渉は關稅協定問題の爲め一時暗礁に乘上げた爲め明治四十四年八月三日舊條約滿期日迄の間に交渉終了せず、一時無條約關係に入つたが、辛うじて明治四十四年八月十九日日佛改正條約は巴里に於て栗野大使と佛國外務大臣ジエ・ド・セルヴ（J. de Selves）、大藏大臣エル・エル・クロツツ（L. L. Klotz）、商工務大臣シャルル・クイバ（Ch. Couyba）との間に調印せられた。尤も佛國大統領に於ては之れを批准するに先ち、法律案として議會に附議する必要があり、之が爲めには相當の日數を要するに付同日付を以て暫定取極を調印した。此の暫定取極の内

容は新條約の實施せられる迄兩國の通商航海及關稅に關する最惠國待遇を双方に於て保障し、又新條約附屬協定稅率を假に實行すべきことを規定したものである。尤も右暫定取極の期限は明治四十四年九月一日より同年十二月三十一日に至る迄とし、右期限滿了以前に新條約が實施せらるべきは其の效力は失ふものと規定した。其の後右滿了期たる十二月末日に至るも新條約は實施準備が完成せられなかつた爲め十二月十九日付を以て更に暫定取極の效力を明治四十五年五月一日迄延期せしめた。同年二月二十九日漸く新條約の成立を見たるに付其の效力を失ふこととなつた。

要するに小村條約による日佛協定稅率は、陸奧條約に比較すると日本にとつて相當有利なものとなつた。即ち陸奧條約に於て佛國產品中新關稅法による稅番十八稅目に亘り片務的に稅率協定を爲したものが、小村條約により之を稅番數十五稅目に減少した外舊協定中に掲げられた物品中より「アニリン」染料、綿織物、鐵、ログウード越幾斯、絹綿織子、鐵鋼塊錠、毛布、モスリン以外の毛織物、製圖器、假製細貨を除外し、鰯油漬、バター、オリーブ油、自動車及部分品、メリヤス機械を追加した。更に日本側の利益の爲め練羽二重、羽二重手巾及漆器等に對し佛國最低稅率を束縛することとした。而も小村條約の下に先方に與へた協定稅率なるものは舊協定稅率に比し何れも相當に高いものであつた。例へば葡萄酒樽入は毎百リットル一圓二四二より五圓〇〇に、毛織絲は每百斤八圓〇〇より一圓二〇に「モスリン」從價八分五厘及一割より從價一割八分五厘基準に、薰香類は從價一割より從價二割乃至三割三分基準に引上げられた。

第四款 關稅以外の事項に關する交渉經過

其の他日佛條約改正交渉中問題となりたる要點を述べる。

第一 關稅に關する最惠國待遇を無條件とすること

陸奧條約第七條に於ては日佛兩國より輸入する物品に課すべき關稅は「同様の條件によつて」輸入する最惠國產出の同様の物品に課する所に異り、或は之より多額なることなかるべきことを規定した。右は佛國關稅法の示すが如く極東產貨物に對し勞働賃銀の低廉の故を以て差別關稅を課するの自由を留保するものとも思はれ、又一八九二年の佛國關稅法第二條に於て直接輸入と間接輸入兩物品に對し關稅上の差別待遇を設けて居るを合理化するものとも思はれたるに付本邦としては同條約中より右「同様の條件云々」の字句を削除し、同條を日英條約第七條の如く改め「其の何れの地より到るを問はず」なる文句を附加せしめんことを希望したが、佛國に於て比較的の通商關係の大ならざる本邦との條約改正により傳統的政策たる積換貨物に對する割増關稅賦課の現行法を捨てることに同意せず、結局本邦は新日佛條約第五條中より單に「同一條件云々」と云ふ如き誤解を生じ易い字句を削除せしむることを以て満足した。蓋し先づ勞働條件の異なる極東產綢織物の關稅は歐洲產貨物と同一の待遇を受くるものに非ずと云ふ如き僻論の出る前途を防ぎ、他日好機會に極東產綢織物に對する差別待遇を撤去せしむべき交渉をなすの餘地を造らんとしたのである。

第二 絶對的輸出入禁止制限撤廢條項挿入

第六條に於ては舊條約と異り、輸入輸出通過の禁止又は制限は一定の條件に依る外之を行ひ得ざるものとすることとした。右は日獨改正條約第五條と等しく先方よりの修正に出づるも本邦に於て輸出貿易の發展上之が採用を可とするに至つた。

第三 佛國植民地への條約適用

陸奧條約第二十二條第一項に於ては通商航海條約を「アルゼリア」に適用すべきことを規定し、他の佛國植民地に

對しては、英國との場合の如く條約調印後二年以内に佛國政府が條約加入の申込みをなしたものゝみに適用することゝしたが、改正條約第十九條に於ては「アルゼリア」以外の佛國植民地、屬地及保護領に關しては斯かる加入の期限を定めず、今後何時にも兩國間の合意したる聲明により條約の一部又は全部を適用し、之に反し日本國の植民地及屬地には總て之を適用すべきことを規定した。尤も此の條項に基き明治四十四年八月十九日改正條約調印と同時に佛國政府は「ギアヌ」、佛領西部阿弗利加、赤道阿弗利加、「マルチニツク」、「サンピエール・エ・ミクロン」、「ヌーヴェル・カレドニー」、佛領印度、ソマリ沿岸、「レウニオン」、「マダガスカル」及「グアドループ」即ち佛領印度支那以外の諸植民地は全部加入せしめたることを聲明し、栗野大使は之に對し同意を與へた。

本邦にとり最も利益關係のある佛領印度支那に關しては、林外相時代巴里に於て明治四十年六月十日日佛協約が栗野大使と「ピション」(S. Pichon) 佛外相との間に調印せられた際、同時に佛領印度支那に關する宣言が調印せられた。右日佛協約は

- 一 清國の獨立及領土保全、並に支那に於ける各國の商業及國民に對する機會均等の主義を尊重すること。
- 二 兩締約國が主權、保護權又は占有權を有する領域に近接せる清國の諸地方に於て秩序及平和事態を確保すること。(右は佛國側に於ける支那國の雲南、廣西兩省に於ける特殊利益の尊重、日本側に於ける支那福建省に於ける特殊利益の尊重を意味した。)を主たる目的とし、同時に調印せられたる印度支那に關する宣言中には「日本國官吏及臣民は佛領印度支那に於て身體と財產保護とに關する一切の事項に付最惠國待遇を享くべく、又佛領印度支那臣民及保護民は日本帝國に於て是と同一の待遇を享くべし、但し本協定は明治三十二年八月四日調印の日佛通商航海條約の期限終了と共に其の效力を失ふ」と規定した。

然るに此の印度支那に關する宣言は日本にとり通商航海上利する所は殆どないものであつた。何故ならば此の宣言

は締約國民の身體及財產の保護に關する規定のみであつて、締約國民の入國、旅行、居住、產業權に付何等規定することなきのみならず、締約國船舶及製產物の待遇に付ても何等規定するところがない。其の結果小村條約改正當時印度支那に於て日本の國民、船舶、貨物は殆ど無條約國民と等しき差別待遇を受けて居た。殊に日本產物は無條約產物として取扱はれ最高稅率を受けて居た。依て小村條約改正の際小村外相は佛領印度支那に日佛條約を適用せんことを申入れ、以て斯かる差別待遇を除去せんことを企てたが、之に對し佛國政府は印度支那よりの主要輸入貨物たる米及穀の關稅が衆議院に於て每百斤六十四錢より一圓に引上げられたるを見て右加入の條件として右米穀の改正稅率を舊稅率に引戻すべきことを要求した。然るに右米及穀の關稅を協定することは條約改正準備委員會に於て絶對に不可と決定せるところであり、他面前述の如く日佛本條約の交渉は至難を極め、舊陸奧條約満了に至るも新條約が調印されざるが如き事態なりしを以て佛領印度支那加入に關しては充分に談判を行ふ餘裕もなかつた。依て日佛改正條約調印の際には、印度支那に關しては單に明治四十年の宣言を繼續することを協定するに止めた。斯くて印度支那に關する交渉は更に次の時期迄延引されたが、其後本邦に於ける米穀法の強化と共に益々多難となつた。

第八節 伊太利との條約改正交渉經過

第一款 伊太利關稅制度及日伊貿易關係

小村條約改正當時伊太利は獨逸を中心とする中歐關稅協定組織に屬し、關稅に付ては國定協定制度の下に、列國との間に一九一七年を以て満期とする附屬稅目表を有する多數の通商航海條約を締結して居た。陸奧條約時代伊太利は日伊改正條約に付最惠國待遇の交換を以て満足せず、條約實施後附屬議定書第一節により相互的基礎の下に關稅協定